

★ 広島県行政組織規則の一部を改正する規則（規則第三十四号）（経営企画チーム）

一 改正の要旨

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、分掌事務を追加するため、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十九年十月二十五日